【秘密保持契約書サンプル】

○○○○(以下「甲」という)と□□□□(以下「乙」という)は、甲が乙に対して委託する業務(以下「委託業務」という)に関し、相互に交換する情報等の取扱いについて、秘密保持契約(以下「本契約」という)を次の通り締結する。

第1条 (目的)

本契約は、委託業務に関し、甲及び乙が相手方当事者に対して開示する秘密情報の取扱いに関して取り決めることをその目的とする。

第2条 (秘密情報)

1 【例1:「秘密情報」の範囲を限定しない場合】

本契約における秘密情報とは、甲及び乙が相手方に対し書面又は口頭その他方法の如何を問わず開示する技術上及び営業上の情報その他一切の情報をいう。

【例2:「秘密情報」の範囲を限定する場合】

本契約における秘密情報とは、甲及び乙が相手方当事者に対して開示した技術上及び営業上の情報のうち、「秘密情報」として指定したものをいう。ただし、甲及び乙は、口頭で秘密情報として開示したものについては、相手方当事者に対し、当該開示後〇日以内に当該情報を明示した書面を送付するものとする。

- 2 前項の規定に拘わらず、次のいずれかに該当するものについては、本契 約の規定は適用しない。
 - 1 相手方から知得する以前に公知となっていた情報
 - 2 相手方から知得する以前に自ら既に保有していた情報
 - 3 相手方から知得した後に、自己の責に帰することができない理由により公知となった情報
 - 4 自己が独自に開発した情報
 - 5 第三者から、秘密保持義務なしに正当に知得した情報
 - 6 裁判所その他公的機関から法律の規定に基づきその開示が要求された 情報

第3条 (秘密保持)

- 1 甲及び乙は、相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承諾なく、 第三者に開示、公表又は漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、相手方の秘密情報を委託業務以外の目的に使用してはならない。
- 3 甲及び乙は、相手方の秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のあるそれ ぞれの従業員及び役員に限り開示するものとし、同従業員及び役員に対し、 本契約における甲及び乙の義務と同等の義務を課すものとする。
- 4 甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報を相手方の書面による事前の承諾を得た上で、委託契約先及びその再委託契約先(以下総称して「委託契約先」という)に開示できる。但し、この場合、甲及び乙はその委託契約先に対し自己の責任において本契約に定める義務と同様の義務を遵守させるものとする。

第4条 (秘密情報の保管)

- 1 甲及び乙は、相手方の秘密情報を委託業務上必要な範囲でのみ複製する ことができる。
- 2 甲及び乙は、秘密情報を善良なる管理者の注意を持って保管する。

第5条 (知的財産権)

委託業務の過程で生じた特許などの知的財産権については、甲乙協議の上、その帰属等を決定し、相手方の開示した秘密情報に関し、開示者の事前の書面による承諾なくして出願、登録してはならない。

第6条 (損害賠償)

【例1:損害賠償の範囲を「通常生じる損害」に限定する場合】

甲及び乙は、相手方又は相手方から情報の開示を受けた第三者が本契約に基づく秘密保持義務に違反した場合、当該違反行為により通常生じる損害の賠償を相手方に請求することができる。

【例2:損害賠償の範囲を広く設定する場合】

甲及び乙は、本契約の条項に一にでも違反し、相手方に損失・損害を与えたときは、 その一切の損失・損害を賠償する。

第7条 (本契約の解除)

甲及び乙は、相手方が本契約の条項のいずれかに違反したときは、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第8条 (開示された情報の返還)

甲及び乙は、秘密情報が委託業務に不要となったとき、相手方が返還を要求したとき又は本契約が終了若しくは解除された場合には、直ちに秘密情報に関する全ての書面及び媒体並びにそれらのあらゆる形態の写しを開示者に返還し、引き渡さなければならない。なお、甲及び乙は、相手方が秘密情報の廃棄を要求した場合は、当該秘密情報を再利用できない方法で廃棄する他、廃棄したことを書面にて相手方に証明するものとする。

第9条 (有効期間)

本契約の有効期間は本契約締結の日から〇年とする。但し、甲及び乙は、委託業務を継続することを合意することにより必要に応じてこの期間を延長できるものとする。

第10条(管轄)

本契約に関連して生じた一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (疑義の処理)

甲及び乙は、本契約にない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義を生じた事項については、誠意を持って協議のうえ解決にあたるものとする。

以上